

# 共済制度等一覧表

子育てに関する共済制度等については次のとおりです。  
それぞれの詳細については、掲載ページをご覧ください。

区分	概要	給付内容等	ハンドブック 掲載ページ	
出 産	出産費・出産費 附加金	職員が出産したときに給 付	【出産費】 40万4千円(産科医療補償制度に加入する 医療機関等で出産した場合は42万円) 【出産費附加金】 3万円	P9
	家族出産費・家 族出産費附加金	被扶養者が出産したとき に給付	【家族出産費】 40万4千円(産科医療補償制度に加入する 医療機関等で出産した場合は42万円) 【家族出産費附加金】 3万円	P9
	出産貸付	出産に必要な資金の貸 付	【貸付額】 出産費又は家族出産費相当額の範囲内 【利子】 無利子	P10
	出産手当金	職員が出産したとき、給 料の全部又は一部が支 給されないときに給付	【支給期間】 出産日の42日前(多胎妊娠は98日前)か ら出産日の56日後まで(土曜・日曜除く) 【支給額】 標準報酬日額×2/3	P10
	産前産後休業期 間中の掛金免除	共済組合・互助会の掛金 免除	【免除期間】 産前産後休業を開始した日の属する月か ら、産前産後休業が終了する日の翌日の属 する月の前月まで	P11
育 児 休 業	育児休業期間中 の掛金免除	共済組合・互助会の掛金 免除	【免除期間】 育児休業を開始した日の属する月から、育 児休業が終了する日の翌日の属する月の前 月(互助会は育児休業が終了する日の属す る月)まで	P27
	育児休業手当金	育児休業を取得したとき に給付	【支給期間】 当該育児休業に係る子が1歳(総務省令 で定める場合は2歳)に達する日まで パパ・ママ育休プラスを適用し、両親がとも に育児休業を取得する場合は、子が1歳2か 月に達する日まで(最長1年)。 【支給額】 育児休業開始日から180日まで1日につき 標準報酬日額×0.67、それ以降子が1歳に 達するまで1日につき標準報酬日額×0.5 (給付上限額あり)	P27

育児休業	育児支援金	育児休業を取得したときに給付	【支給期間】 共済組合の育児休業手当金支給対象期間終了後、引き続いて育児休業を取得している場合 【支給額】 10万円	P28
	貸付金弁済猶予	育児休業期間中における貸付金の弁済猶予	【弁済猶予】 (共済組合) 元金及び利息 (互助会) 元金	P28
メニュー事業		チャイルドシートを購入・リースしたときや未就学児の一時的な保育サービスを利用したときに助成金を支給	【支給限度額】 メニュー事業(自己啓発等メニュー事業)助成金年間上限枠(5千円)	P29
標準報酬制関係	3歳未満の子を養育している場合の特例	共済組合の年金の算定特例	【特例内容】 3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が養育前の標準報酬を下回る場合は、申出により、その下回る間の年金の算定基礎は、養育前の標準報酬月額を適用することができる	P29
	育児休業等終了時改定申出	育児休業から職場復帰後、報酬が低下した時に申出	育児休業終了日において3歳に満たない子を養育しており、職場復帰後、育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が一定以上低下した場合に、申出により標準報酬月額が改定される	P30
	産前産後休業終了時改定申出	産前産後休業から職場復帰後、報酬が低下した時に申出	産前産後休業終了日においてその産前産後休業に係る子を養育しており、職場復帰後、育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が一定以上低下した場合に、申出により標準報酬月額が改定される	P30